○　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第六章　略］ 第七章　信用リスクの内部格付手法 ［第一節・第二節　略］ 第三節　信用リスク・アセットの額の算出 ［第一款～第七款の二　略］ 第八款　その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の六） 第四節　最低要件 ［第一款～第八款　略］ 第九款　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（第二百三十九条―第二百四十五条）	目次 ［第一章～第六章　同上］ 第七章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　［同上］ ［第一款～第七款の二　同上］ 第八款　その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の五） 第四節　［同上］ ［第一款～第八款　同上］ 第九款　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（第二百三十九条―第二百四十五条の二）

［第八章～第十一章　略］

附則

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十八　略］

十八の二　適格プロテクション提供者　プロテクション提供者のうち、次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ　標準的手法採用行　第百二十二条各号に掲げるもの

ロ　内部格付手法採用行　第七章第四節に規定する最低要件を満たす債務者格付を付与したもの

［十九～九十一　略］

九十二　仮想損益　当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生ずる日次の損益（コミッション、フィー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等Ｔｉｅｒ１資本又は自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たして計算したものをいう。

イ　［略］

ロ　時間価値の影響について、リスク理論損益におけるものと整合的に扱うものであること。

［第八章～第十一章　同上］

附則

（定義）

第一条　［同上］

［一～十八　同上］

［号を加える。］

［十九～九十一　同上］

九十二　［同上］

イ　［同上］

ロ　時間価値の影響を含み、リスク理論損益においても整合的に扱うものであること。

［九十三～百十四　略］

［九十三～百十四　同上］

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四　［略］

２　［略］

３　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

［一～三　略］

［号を削る。］

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第十一条の七　銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第十一条の十　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～三　同上］

四　直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第十一条の七　銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第十一条の十　［同上］

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三

者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　株式リスク　次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［略］

［2・3　略］

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［2・3　略］

（バンキング勘定への分類基準）

第二十二条の四　［略］

2　［略］

3　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するもの

者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　［同上］

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［同上］

［2・3　同上］

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一　［同上］

［一・二　同上］

三　内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

［2・3　同上］

（バンキング勘定への分類基準）

第二十二条の四　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

とする。

［一～三　略］

［号を削る。］

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第二十二条の七　銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第二十二条の十　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　株式リスク　次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

［一～三　同上］

四　直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第二十二条の七　銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第二十二条の十　［同上］

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　［同上］

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［略］

［2・3　略］

（一般金利リスクの内部取引）

第二十二条の十一　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［2・3　略］

（バンキング勘定への分類基準）

第三十四条の四　［略］

2　［略］

3　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

［一～三　略］

［号を削る。］

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［同上］

［2・3　同上］

（一般金利リスクの内部取引）

第二十二条の十一　［同上］

［一・二　同上］

三　内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

［2・3　同上］

（バンキング勘定への分類基準）

第三十四条の四　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第三十四条の七　銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第三十四条の十　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　株式リスク　次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［略］

［２・３　略］

第三十四条の七　銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

２　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第三十四条の十　［同上］

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　［同上］

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［同上］

［２・３　同上］

（一般金利リスクの内部取引）

第三十四条の十一　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［2・3　略］

（バンキング勘定への分類基準）

第四十五条の四　［略］

2　［略］

3　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

［一～三　略］

［号を削る。］

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第四十五条の七　銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用し

（一般金利リスクの内部取引）

第三十四条の十一　［同上］

［一・二　同上］

三　内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

［2・3　同上］

（バンキング勘定への分類基準）

第四十五条の四　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第四十五条の七　銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2　銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加

ないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第四十五条の十　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　株式リスク　次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［略］

［2・3　略］

（一般金利リスクの内部取引）

第四十五条の十一　内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

［一・二　略］

算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第四十五条の十　［同上］

一　信用リスク　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二　［同上］

イ　トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ　［同上］

［2・3　同上］

（一般金利リスクの内部取引）

第四十五条の十一　［同上］

［一・二　同上］

［号を削る。］

［２・３　略］

三　内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

［２・３　同上］

（自己居住用不動産等向けエクスポージャー）

第六十八条　［略］

２　［略］

３　前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一　抵当権が設定された物件の建設が完了していること。ただし、第一項第一号に該当する自己居住用不動産等向けエクスポージャーについては、この限りでない。

二　抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは、この限りでない。

三・四　［略］

五　信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

４　第一項及び前項の「ＬＴＶ比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第七十条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準

（自己居住用不動産等向けエクスポージャー）

第六十八条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［号を加える。］

一　抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは、この限りでない。

二・三　［同上］

四　信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第二号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

４　［同上］

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第七十条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準

日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　略］

5　第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するＬＴＶ比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャーの国内基準行の例外）

第六十八条の二　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十八条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「ＬＴＶ比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等

日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　同上］

5　第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するＬＴＶ比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャーの国内基準行の例外）

第六十八条の二　［同上］

2　［同上］

3　前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十八条の二第一項及び第二項」と、同項第一号中「ＬＴＶ比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等

向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

（賃貸用不動産向けエクスポージャー）

第六十九条　［略］

２　［略］

３　前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一　［略］

二　抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは、この限りでない。

三　［略］

四　信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第六十八条第三項第四号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五　［略］

４　第一項及び前項の「ＬＴＶ比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

（賃貸用不動産向けエクスポージャー）

第六十九条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは、この限りでない。

三　［同上］

四　信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第六十八条第三項第三号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五　［同上］

４　［同上］

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　略］

5　第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するＬＴＶ比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（事業用不動産関連エクスポージャー）

第七十条　［略］

2　［略］

3　第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　同上］

5　第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するＬＴＶ比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（事業用不動産関連エクスポージャー）

第七十条　［同上］

2　［同上］

3　第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権が設定された」とあるのは「抵当権その他の担保権が設定された」と、同項第二号中「抵当権が第一順位」とあるのは「抵当権その他の担保権が第一順位」と、「抵当権が第二順位」とあるのは「担保権が

4　第一項及び前項において準用する第六十九条第三項の「ＬＴＶ比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　略］

5　第三項において準用する第六十九条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権その他の担保権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定

抵当権である場合であって、当該抵当権が第二順位」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

4　［同上］

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　同上］

5　第三項において準用する第六十九条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するＬＴＶ比率が六

するＬＴＶ比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。	十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。
（その他不動産関連エクスポージャー）	（その他不動産関連エクスポージャー）
第七十条の二　第六十三条及び第六十四条から第六十七条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とするエクスポージャーであって、適格性の要件の全てを満たすもの（次項において「その他不動産関連エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、六十パーセントとすることができる。	第七十条の二　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。	二　信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること。
三　［略］	三　［同上］
2　第六十九条第三項（第二号を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の二第一項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。	2　第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の二第一項」と、同項第二号中「抵当権が第二順位である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは」とあるのは「抵当権が第二順位である場合は」と読み替えるものとする。
3　第一項第三号の「ＬＴＶ比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。	3　第一項第三号及び前項において読み替えて準用する第六十九条第三項の「ＬＴＶ比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　略］

（ＡＤＣ向けエクスポージャーの例外）

第七十条の四　［略］

２　第六十九条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりＡＤＣ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第七十条の四第一項」と読み替えるものとする。

一　第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　同上］

（ＡＤＣ向けエクスポージャーの例外）

第七十条の四　［同上］

２　第六十九条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりＡＤＣ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第二号中「こと。ただし、抵当権が第二順位である場合において、ＬＴＶ比率が百以下であるときは、この限りでない」とあるのは「こと」と読み替えるものとする。

（国内基準行におけるＬＴＶ比率算出の特例）

第七十条の五　第六十八条第四項及び第六十九条第四項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第六十八条第一項、第三項及び第五項並びに第六十九条第一項、第三項及び第五項のＬＴＶ比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一　第六十八条第一項又は第六十九条第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　担保に付された物件の価値を第六十八条第三項第四号又は第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当

（国内基準行におけるＬＴＶ比率算出の特例）

第七十条の五　第六十八条第四項、第六十九条第四項、第七十条第四項及び第七十条の二第三項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第六十八条第一項、第三項及び第五項、第六十九条第一項、第三項（第七十条第三項及び第七十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、第七十条第一項及び第五項並びに第七十条の二第一項第三号のＬＴＶ比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一　第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項又は第七十条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　担保に付された物件の価値を第六十八条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正

するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　略］

2　第七十条第四項及び第七十条の二第三項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第七十条第一項、同条第三項において準用する第六十九条第三項及び第七十条第五項並びに第七十条の二第一項第三号のＬＴＶ比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一　第七十条第一項又は第七十条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　担保に付された物件の価値を第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

［イ・ロ　同上］

［項を加える。］

イ　固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ　増改築により物件価値が上昇する場合

（ＳＡ―ＣＣＲ）

第七十九条の二　［略］

２　［略］

３　前項のボラティリティ調整率（H）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一　［略］

二　マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H = H_{10} \times \sqrt{\frac{MPOR}{10}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

［４～18　略］

（内部取引によるヘッジ効果の反映）

第百二十三条　第十一条の十、第二十二条の十、第三十四条の十又は第四十五条の十の規定により標準的手法採用行の保有

（ＳＡ―ＣＣＲ）

第七十九条の二　［同上］

２　［同上］

３　前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一　［同上］

二　［同上］

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

［４～18　同上］

（内部ヘッジの扱い）

第百二十三条　標準的手法採用行がマーケット・リスク相当額の算出対象とされているクレジット・デリバティブを当該標

するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップに限る。）を用いた内部取引によるヘッジ効果を反映する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該エクスポージャーのうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

2　第十一条の十三第五項、第二十二条の十三第五項、第三十四条の十三第五項又は第四十五条の十三第五項の規定により標準的手法採用行の第七十九条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップに限る。）を用いた内部取引をヘッジ手段として利用する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該与信相当額のうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

（計算方法）

第百二十四条　保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合（前条に規定する場合を除く。）には、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第百二十一条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合、当該標準的手法採用行は、前条に該当する第三者が信用リスク削減手法により当該クレジット・デリバティブの信用リスクを負担している場合に限り、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、当該エクスポージャーについて第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

2　前項に規定する場合であって、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案するときは、当該クレジット・デリバティブは、第八十三条、第百十八条及び第百二十条又は第百二十一条の規定を満たさなければならない。

3　第一項に規定する場合において、標準的手法採用行は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出することを要しない。

（計算方法）

第百二十四条　保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第百二十一条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、

原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

2 前条に規定する場合には、標準的手法採用行は、ヘッジ効果が反映される部分の額と当該クレジット・デリバティブの想定元本の額とを相殺することができる。

（免責額の扱い）

第百二十五条　標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者（第百二十三条に規定する場合にあっては、第三者である適格プロテクション提供者。次条、第百二十七条及び第百三十条第二号イにおいて同じ。）が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（残存期間の定義）

第百三十条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用

保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

［項を加える。］

（免責額の扱い）

第百二十五条　標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（残存期間の定義）

第百三十条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用

する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第百二十三条に規定する場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部ＣＶＡヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間をともに保守的な値とするものとする。

一　［略］

二　信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用行の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、イ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いるものとする。

イ　信用リスク削減効果（第百二十三条に規定する場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部ＣＶＡヘッジ取引によるヘッジ効果。ロにおいて同じ。）を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ　［略］

（内部取引によるヘッジ効果の反映）

する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間をともに保守的な値とするものとする。

一　［同上］

二　［同上］

イ　信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ　［同上］

第百七十八条の六　第百二十三条、第百二十四条第二項、第百二十五条から第百二十八条まで及び第百三十条から第百三十二条までの規定は、内部格付手法採用行について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第百二十三条第二項中「第七十九条第一項」とあるのは「第百五十七条第七項又は第百六十五条第五項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九款　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

（エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認等）

第二百三十九条　内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるネッ

［条を加える。］

第九款　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

（エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認等）

第二百三十九条　内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引におけるネッティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデ

ティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあった場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2　［略］

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百四十二条　［略］

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

［一～十　略］

十一　取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

［十二～十五　略］

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　［略］

二　取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める営業日以上であること。

イ　レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの　五営業日

ルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあった場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2　［同上］

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百四十二条　［同上］

2　［同上］

［一～十　同上］

十一　取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

［十二～十五　同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、五営業日以上であること。

［号の細分を加える。］

ロ　イに掲げる取引以外の取引　十営業日

［三～五　略］

4　推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を前項第二号に規定する営業日よりも長い期間とするものとする。

5　前二項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたネッティング・セットは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

（計算方法）

第二百四十三条　内部格付手法採用行は、エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

E＊＝（ΣE－ΣC）＋（算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値）

［号の細分を加える。］

［三～五　同上］

4　推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を五営業日よりも長い期間とするものとする。

5　前二項の規定にかかわらず、レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネッティング・セット（いずれか一方の取引のみを含むネッティング・セットを除く。）については、保有期間を十営業日とする。ただし、当該ネッティング・セットについて算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

（計算方法）

第二百四十三条　内部格付手法採用行は、エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

E＊＝（ΣE－ΣC）＋（算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値）

Ｅ＊は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣＥは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣＣは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の担保の額の合計額

（変更に係る届出）

第二百四十四条　［略］

２　［略］

３　第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百四条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係るエクスポージャーを算出するものとする。

［条を削る。］

Ｅ＊は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣＥは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣＣは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の担保の額の合計額

（変更に係る届出）

第二百四十四条　［同上］

２　［同上］

３　第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百四条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引に係るエクスポージャーを算出するものとする。

（その他資本市場取引への準用）

第二百四十五条の二　第二百四十一条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第二百四十二条第三項第二号及び第四項中「五営業日」とあるのは、「十営業日」と読み替えるものとする。

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百六十八条　［略］

２　第六章第五節並びに第百五十四条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、３―３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、３―２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百三十一条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第百五十四条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第百二十五条」とあるのは「第百二十八条、第百二十八条」と読み替えるものとする。

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百六十八条　［同上］

２　第六章第五節並びに第百五十四条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、３―３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、３―２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百三十一条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第百五十四条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第百二十五条から第百二十九条まで」とあるのは「第百二十五条、第百二十八条、第百二十九条」と読み替えるものとする。

［3・4 略］

［3・4 同上］

（完全なＢＡ―ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の三の三　［略］

２　前項の $SCVA_C$ は、次の算式により算出するものとし、取引相手方ｃとの全てのネッティング・セットを含むものとする。

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

αは、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には一とし、ＳＡ―ＣＣＲを用いる場合及び第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には一・四とする。ただし、同項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的なαを用いるものとする。

RW_Cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、M_{NS}は、第百五十八条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS}は、ネッティング・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方

（完全なＢＡ―ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の三の三　［同上］

２　［同上］

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

αは、一・四。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的なαを用いるものとする。

RW_Cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、M_{NS}は、第百五十八条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS}は、ネッティング・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方

式を用いる場合には第七十九条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額）とし、ＳＡ－ＣＣＲを用いる場合には第七十九条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しＣＶＡの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行は一を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

［３～７　略］

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十五　［略］

［２～６　略］

７　第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数γ_{kl}は、全ての通貨について〇・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十八　［略］

２　前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数γ_{bc}は、全ての通貨について〇・六とする。

式を用いる場合には第七十九条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額）とし、ＳＡ－ＣＣＲを用いる場合には第七十九条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しＣＶＡの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行は一を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

［３～７　同上］

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十五　［同上］

［２～６　同上］

７　第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット及びベガ・リスクのバケット間の相関係数γ_{kl}は、全ての通貨について〇・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十八　［同上］

２　前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数γ_{bc}は、全ての通貨について〇・六とする。

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百七十条の四の二十二　［略］

［２～６　略］

７　前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　相関係数ρ_{name}　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値

イ　双方のインデックスの名称が同一であって、双方のインデックスのシリーズが同一である場合　百パーセント

［ロ・ハ　略］

三　［略］

（参照先のクレジット・スプレッドに係るＣＶＡ感応度等）

第二百七十条の四の二十三　［略］

２　前項に規定する参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数γ_{bc}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一・二　略］

（株式リスクのバケットに係るＣＶＡ感応度）

第二百七十条の四の二十六　［略］

２　株式のデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバ

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百七十条の四の二十二　［同上］

［２～６　同上］

７　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　双方のインデックスの名称が同一であって、双方のインデックスのシリーズ（インデックスの価格算出の対象期間をいう。）が同一である場合　百パーセント

［ロ・ハ　同上］

三　［同上］

（参照先のクレジット・スプレッドに係るＣＶＡ感応度等）

第二百七十条の四の二十三　［同上］

２　前項に規定する参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数γ_{bc}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一・二　同上］

（株式リスクのバケットに係るＣＶＡ感応度）

第二百七十条の四の二十六　［同上］

２　株式のデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケッ

ケット間の相関係数γ_{bc}は、バケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号（表に定める値はパーセント）	［略］	11	12	13
［略］				
12	［略］	零	［略］	
13	［略］	零	［略］	［略］

（コモディティ・リスクのバケット）

第二百七十条の四の二十八　［略］

2　コモディティのデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数γ_{bc}は、一方又は双方が前項の表のバケット番号11である場合にあっては零パーセントとし、それ以外の場合にあっては二十パーセントとする。

（マーケット・コンセンサスELGD）

第二百七十条の四の三十三　［略］

2　前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保のシニア債よりも優先する場合にあっては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によって、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

トとの間の相関係数γ_{bc}は、バケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号（表に定める値はパーセント）	［同上］	11	12	13
［同上］				
12	［同上］	四十五	［同上］	
13	［同上］	四十五	［同上］	［同上］

（コモディティ・リスクのバケット）

第二百七十条の四の二十八　［同上］

2　コモディティのデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数γ_{bc}は、一方又は双方が前項の表のバケット番号11である場合にあっては零パーセントとし、それ以外の場合にあっては二十パーセントとする。

（マーケット・コンセンサスELGD）

第二百七十条の四の三十三　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保の優良債よりも優先する場合にあっては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によって、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

（マーケット・リスク相当額の算出方式）

第二百七十一条の二　［略］

［2～5　略］

6　内部モデル方式採用行は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一　［略］

二　第十一条の三第三項第二号ロ、第二十二条の三第三項第二号ロ、第三十四条の三第三項第二号ロ又は第四十五条の三第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であって、ルックスルーができないもの

7　銀行は、第三項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

（内部モデル方式に係る承認の申請）

第二百七十二条の二　［略］

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

［一～三　略］

四　次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となるべき事項を記載した書類

［イ・ロ　略］

ハ　第二百七十五条の五第四項に規定する実損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合

ニ～ト　［略］

チ　第二百七十七条第三項第十八号に規定する簡素化した

（マーケット・リスク相当額の算出方式）

第二百七十一条の二　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　［同上］

二　第十一条の三第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であって、ルックスルーができないもの

［項を加える。］

（内部モデル方式に係る承認の申請）

第二百七十二条の二　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ～ヘ　［同上］

ト　第二百七十七条第三項第十七号に規定する簡素化した

モデルを使用する場合

リ　第二百七十七条第三項第十九号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五　［略］

（内部モデル方式の一般的要件）

第二百七十二条の六　内部モデル方式採用行は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

［一～九　略］

十　内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件の全てを満たしたものであること。

イ　内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　［略］

(2)　内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額の合計額が銀行全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

［(3)・(4)　略］

ロ　内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次に掲げる手順によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、ストレス期待ショート・フォールを用いて算出すること。

［十一～二十二　略］

モデルを使用する場合

チ　第二百七十七条第三項第十八号イに規定する市場価格に基づくPDを使用する場合

五　［同上］

（内部モデル方式の一般的要件）

第二百七十二条の六　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額が銀行全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

［(3)・(4)　同上］

ロ　［同上］

［(1)～(4)　同上］

(5)　リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールを用いて算出すること。

［十一～二十二　同上］

（リスク・ファクターの特定）

第二百七十四条　内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

［一・二　略］

三　期待ショート・フォール、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール及びストレス期待ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベーシス・リスクを含むこと。

［四～七　略］

八　内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。この場合において、株式市場全体又は株式市場のセクターにおける個別銘柄のポジションの集中度を考慮するものとする。

［イ～ハ　略］

［九・十　略］

（リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類）

第二百七十四条の四　［略］

２　前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

［一・二　略］

［３～６　略］

（リスク・ファクターの特定）

第二百七十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　期待ショート・フォール及び市場混乱時を想定した期待ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベーシス・リスクを含むこと。

［四～七　同上］

八　内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

［イ～ハ　同上］

［九・十　同上］

（リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類）

第二百七十四条の四　［同上］

２　前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

［一・二　同上］

［３～６　同上］

（リスク・ファクターのモデル化可能性テスト）

第二百七十四条の五　［略］

２　リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

［一～三　略］

四　内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

［イ・ロ　略］

ハ　データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること（当該データが日次の頻度で更新可能なものである場合にあっては、当該データが日次の頻度で更新されていること。）。

［ニ～ヘ　略］

［五・六　略］

（全社的なバック・テスティングに係る要件）

第二百七十五条の二　［略］

［２・３　略］

４　全社的なバック・テスティングの結果は、次の表の上欄に掲げる超過回数の区分に応じ、同表の下欄に定めるバック・テスティングゾーン（グリーン・ゾーン（モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）、アンバー・ゾーン（モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的でないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はレッド・ゾーン（モデル

（リスク・ファクターのモデル化可能性テスト）

第二百七十四条の五　［同上］

２　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること。

［ニ～ヘ　同上］

［五・六　同上］

（全社的なバック・テスティングに係る要件）

第二百七十五条の二　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

に問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。）に区分するものとする。

超過回数	乗数	バック・テスティングゾーン
［略］		
十以上	［略］	［略］

［5～7　略］

（バック・テスティング及び損益要因分析テストに用いる損益）

第二百七十五条の五　［略］

［2・3　略］

4　実損益は、日次で更新できるかどうかにかかわらず、マーケット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該マーケット・リスクに関する時価調整を控除することができる。

［5～7　略］

（損益要因分析テストの入力データの調整）

第二百七十五条の六　内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合において、金融庁長官の承認を受けたときに限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。）を行うことができる。

超過回数	乗数	バック・テスティングゾーン
［同上］		
十	［同上］	［同上］

［5～7　同上］

（バック・テスティング及び損益要因分析テストに用いる損益）

第二百七十五条の五　［同上］

［2・3　同上］

4　実損益は、マーケット・リスクに関する時価調整（日次で更新できないものを除く。）を含むものとする。

［5～7　同上］

（損益要因分析テストの入力データの調整）

第二百七十五条の六　内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合に限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。）を行うことができる。

［2～4　略］

5　損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

［一・二　略］

三　前項に規定する場合において算出されたパラメーターの調整

（損益要因分析テストの実施）

第二百七十五条の八　内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる各トレーディング・デスクに対して実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。

一　スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、KS検定のテスト指標が〇・〇九（P値にあっては、〇・二六四）未満の場合　グリーン・ゾーン

二　スピアマンの順位相関指標が〇・七〇未満の場合又はKS検定のテスト指標が〇・一二（P値にあっては、〇・〇五五）を超える場合　レッド・ゾーン

三　［略］

［2・3　略］

4　前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、内部モデル方式の使用を再開することができる。

一　［略］

二　直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について第二百七十五条

［2～4　同上］

5　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

（損益要因分析テストの実施）

第二百七十五条の八　［同上］

一　スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、KS検定のテスト指標が〇・〇九（P値にあっては〇・二六四）未満の場合　グリーン・ゾーン

二　スピアマンの順位相関指標が〇・七未満であって、かつ、KS検定のテスト指標が〇・一二（P値にあっては〇・〇五五）を超える場合　レッド・ゾーン

三　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクのバック・テスティングの結果が第二百七十五条の二第四項に

の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

５　［略］

６　損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

一　［略］

二　直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について第二百七十五条の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

（バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係る届出）

第二百七十五条の九　内部モデル方式採用行は、トレーディング・デスクが次に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一　［略］

二　各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの結果について第二百七十五条の三第四項に規定する超過が生じた場合

三　［略］

（市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出）

第二百七十六条の三　内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、市場混

規定するグリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されるものであること。

５　［同上］

６　［同上］

一　［同上］

二　直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングの超過に係る要件を満たすものであること。

（バック・テスティング及び損益要因分析テストの結果に係る届出）

第二百七十五条の九　［同上］

一　［同上］

二　第二百七十五条の三に規定する各トレーディング・デスクに対するバック・テスティングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

三　［同上］

（市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出）

第二百七十六条の三　［同上］

乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額を次の算式により算出するものとする。

$$ES = ES_{R,S} \times max\left(\frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}, 1\right)$$

ESは、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,S}$は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,C}$は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{F,C}$は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

2　前項の規定による算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けたものであること。

イ　［略］

ロ　低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールを全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールで除して得た割合に係る直近十二週間の平均値が七十五パーセント以上であること。

［二～六　略］

$$ES = ES_{R,S} \times \frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}$$

ESは、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{R,S}$は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール

$ES_{R,C}$は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{F,C}$は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

2　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールが直近十二週にわたって観測された全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールの平均値の七十五パーセント以上であること。

［二～六　同上］

［３～７　略］	［３～７　同上］
（モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額） 第二百七十六条の五　［略］ ［２・３　略］ ４　第二項のモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンnは、第二百七十六条の二第三項の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間（当該期間が二十日未満の場合にあっては、二十日）とする。 ５　金融庁長官は、市場の流動性の低下を適切に反映させることが妥当と判断した場合には、前項の流動性ホライズンnを、より長い期間にすることを求めることができる。 ６　内部モデル方式採用行は、第二項の算式中の信用スプレッドの個別リスクと株式の個別リスクとの合算において、その相関係数を零とすることができる。この場合において、内部モデル方式採用行は、その妥当性を示す文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備するものとする。	（モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額） 第二百七十六条の五　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］
（デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額） 第二百七十七条　［略］ ２　［略］ ３　ＤＲＣモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとす	（デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額） 第二百七十七条　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］

る。

［一～七　略］

八　デフォルト・リスクには、評価日時点の評価損益に加え、デフォルト時に生ずる損失を考慮すること。

九　［略］

十　モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。

十一～十三　［略］

十四　異なる債務者等の間のデフォルトの相関は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　［略］

ロ　自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。この場合において、内部モデル方式採用行は、当該手法に係る文書を作成すること。

ハ　相関は一年以上の保有期間を想定すること。

ニ　［略］

十五～十八　［略］

十九　モデルに投入するPDは、〇・〇三パーセントを下限とし、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすPDを算出すること。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第五十六条から第五十八条まで及び第六十条第三項の規定によりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認められるエクスポージャーについては、当該下限を適用しないこ

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

九　モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。この場合において、当該損失額には、現在認識している評価損を含めないこと。

十～十二　［同上］

十三　［同上］

イ　［同上］

ロ　自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

十四～十七　［同上］

十八　［同上］

とができる。

イ　［略］

ロ　観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用すること。ただし、内部モデル方式採用行は、過去のデフォルト実績に基づくPDと乖離していないことを疎明できる場合には、理論値に基づくPDを使用することができる。

［ハ・ニ　略］

二十・二十一　［略］

4　［略］

5　内部モデル方式採用行は、ＤＲＣモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。この場合において、内部モデル方式採用行は、過去の経験から得られた事象その他の事象を想定した検証を実施するものとする。

6　［略］

7　内部モデル方式採用行は、ＤＲＣモデルの検証について、具体的な検証手続を整備するものとする。

8　ＤＲＣモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待ショート・フォール又はストレス期待ショート・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

（デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するリスク・ファクター）

第二百八十三条　一般金利リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

イ　［同上］

ロ　観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用すること。

［ハ・ニ　同上］

十九・二十　［同上］

4　［同上］

5　内部モデル方式採用行は、ＤＲＣモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。

6　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するリスク・ファクター）

第二百八十三条　［同上］

一　［略］

二　ベガ・リスク　次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

［イ～ハ　略］

ニ　一般金利リスクについて債券から決定される感応度にスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベーシス・リスクを捕捉すること。

三　カーベチャー・リスク　次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

［イ・ロ　略］

ハ　一般金利リスクについて債券から決定される感応度にスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベーシス・リスクを捕捉すること。

［2・3　略］

4　証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号（インプライド・ボラティリティを取得できないトランシェにあっては、第二号を除く。）に定めるところにより設定するものとする。

［一～三　略］

［5～7　略］

（非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション）

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［2・3　同上］

4　証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

［一～三　同上］

［5～7　同上］

（非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション）

第二百八十九条　非証券化商品に係るグロスのJTDリスク・ポジションは、次に定めるところにより算出するものとする。 一　［略］ 二　前号の算式中想定元本又は*P&L*の符号は、次のイ又はロに掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものとする。 イ　［略］ ロ　*P&L*　評価益の場合にあっては正の値、評価損の場合にあっては負の値 ［三～六　略］ （非証券化商品のネットJTD額） 第二百八十九条の二　［略］ ［2・3　略］ 4　前三項の規定により算出された債務者ごとのネットJTD額が正の値となった場合はこれをロング・ポジションとなっているネットJTDリスク・ポジションとし、当該ネットJTD額が負の値となった場合はこれをショート・ポジションとなっているネットJTDリスク・ポジションとする。	第二百八十九条　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　*P&L*　ロング・ポジションの場合にあっては負の値、ショート・ポジションの場合にあっては正の値 ［三～六　同上］ （非証券化商品のネットJTD額） 第二百八十九条の二　［同上］ ［2・3　同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。